

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【情報処理推進機構】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※ 1 様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも 11 月 5 日現在の所管省庁の提出資料による。

※ 2 様式 2 で灰色になっているものは、平成 24 年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

|       |          |
|-------|----------|
| 所管府省名 | 経済産業省    |
| 法人名   | 情報処理推進機構 |

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

| 基本方針の記載  | 具体的な見直し状況等  |
|--|---|
| <b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>   |   |
| <b>1. 不要資産の国庫返納</b>  |   |
| ○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。   | ○信用基金(90.5億円)及び地域出資勘定の解散分配金(11.4億円)をH23.3.29に返納済み。<br>○信用基金以外の一般勘定の資産については、講ずべき措置の実施時期を前倒しして2.3億円をH23.3.29に返納済み。また、引き続き資産の精査を実施し、政府出資金(40億円)をH24.3.28に返納済み。 |
| ○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。   | 該当なし。   |
| ○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。  | ●自主的な見直しとして、民間出資金(7.2億円)についてもH23.4.28までに返還済み。   |
| <b>2. 事務所等の見直し</b>   |   |
| ○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。   | ●本部事務所の借り上げについて、賃借料の見直し交渉等を契約更新時に実施するなど経費を削減済み。   |
| ○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。   | ○情報処理技術者試験実施業務について市場化テストを実施し、平成23年度に関東支部を廃止済み。  |
| ○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。<br>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。 | ●唯一の海外事務所であるニューヨーク事務所は、産学界に対するヒアリングにおいても、海外の動向をわが国の産学界に提供することが極めて重要という認識。なお、当該事務所は、基本方針決定前からJETROと施設の共用をしている。   |
| ○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。  | 該当なし。   |
| ○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。   | ○情報処理技術者試験実施業務について市場化テストを実施し、平成23年度までに全ての支部を廃止済み。<br>●本部事務所の借り上げについて、賃借料の見直し交渉等を契約更新時に実施するなど経費を削減済み。  |

|  |   |
|--|---|
| <b>3. 取引関係の見直し</b><br><b>① 随意契約の見直し等</b>   |   |
| <p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>   | <p>○「随意契約等見直し計画(H22.4月策定)」に沿って、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等に移行等、実施済み。</p> <p>【平成22年度】<br/> (金額ベース)<br/> 一般競争等:2,097,317千円(79.4%)、競争性のない随意契約:544,318千円(20.6%)<br/> (件数ベース)<br/> 一般競争等 237件(92.2%)、競争性のない随意契約 20件(7.8%)</p> <p>【平成23年度】<br/> (金額ベース)<br/> 一般競争等:4,201,672千円(89.7%)、競争性のない随意契約:482,785千円(10.3%)<br/> (件数ベース)<br/> 一般競争等 227件(92.7%)、競争性のない随意契約 18件(7.3%)</p> <p>【平成24年度】<br/> (金額ベース)<br/> 一般競争等:2,210,447千円(82.9%)、競争性のない随意契約:454,575千円(17.1%)<br/> (件数ベース)<br/> 一般競争等 157件(93.5%)、競争性のない随意契約 11件(6.5%)</p> |
| <p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>   | <p>「記載要領」にて記載不要との指示</p>   |
| <b>② 契約に係る情報の公開</b>  |   |
| <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p> | <p>●契約に係る情報については、基本方針決定前から当機構HPにて情報公開済み。<br/> ●再就職の状況等の情報公開については、H23.7.1以降の入札公告掲載分から順次実施中。なお、公表の対象となる契約先はない。</p>  |
| <b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>   |   |
| <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>   | <p>関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約等が行われていないため、該当なし。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <b>④ 調達の見直し</b>  |   |
| ○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。   | 機械及び測定器等の共同使用可能な調達物件の該当なし。  |
| 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。<br>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。<br>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。<br>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 | 研究開発事業がないため該当なし。  |
| ○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。  | ●官民競争入札等の積極的な導入については、基本方針決定前から情報処理技術者試験実施業務について市場化テストを実施済み。   |
| ○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。  | ●随意契約・一者応札の見直しについて、競争を制限するような仕様になっていないかなど、募集要領等の内容を精査するとともに、入札説明会に参加したものの、応札しなかった者にヒアリングを実施するなどの取組みを推進したことにより、競争性・透明性を確保。         |
| <b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>   |   |
| <b>① 人件費の適正化</b>   |   |
| ○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。  | ●国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、役員報酬規程及び職員給与規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施した。                                   |
| ○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。<br>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。  | ●給与水準の適正化については、着実に実施。ラスパイレス指数は、地域・学歴勘案(96.6)で国家公務員の水準より下回っている。<br>適正な人事管理に加え、退職者の補填について若返りや、給与水準について国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施済。 |
| イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。<br>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。   | 「記載要領」にて記載不要との指示  |
| ○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。   | ●理事長等の報酬については、基本方針決定前から、当機構HP上にて公表済み。   |
| ○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。  | ●給与水準については、ラスパイレス指数を参考にしつつ監事及び独法評価委員会により確認し、その結果を公表するなど給与水準の適正性について確認済。   |

|  |   |
|--|---|
| <b>② 管理運営の適正化</b>  |   |
| ○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。 | ●業務経費、一般管理費の効率化については、前年度より3%以上の削減を目標としており、着実に実施。ウイルス不正アクセス対策業務と脆弱性対策業務を担当するグループを統合（H23.4.1）し、予算の効率化と人件費の節減を実現。更に、従来の技術部門における技術的なリソース（人材、機能、ノウハウ）を有効に利用するため、各技術部門を統括する「技術本部」を設置（H23.7.1）し、既に設置済みである人材部門を統括する「IT人材育成本部」との2本部体制を構築。また、平成21年6月9日に設定したIPA行政支出見直し計画を実行。 |
| ○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。   | ●法定外福利厚生費、給与振込経費、出張旅費などの事務経費及び職員諸手当については、国家公務員に準じた規程等へ変更済み。   |
| ○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。                                    | 「記載要領」にて記載不要との指示  |
| ○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。   | ●内部監査業務を実施する体制については、理事長直轄の監査室を設置しており、毎年度、監査計画を策定し的確に監査を実施。  |
| <b>5. 自己収入の拡大</b>  |   |
| ○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。                                      | ○印刷製本物などの販売やセミナーの有料化を実施。平成24年度の自己収入額は8,913千円に増額（平成21年度比212.1%）。引き続き自己収入の拡大を図るべく検討中。   |
| ○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。  | ●協賛、寄付等が見込める事業の可能性について、引き続き検討中。   |
| ○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。  | ●印刷製本物の有料化及び出版物の著作権行使（印税出版）を実施済み。なお、販路拡大の取り組みとして、当機構からの直販以外にインターネットを利用した（Amazon経由）販売、全官報販売店・書店販売も実施。  |
| <b>6. 事業の審査、評価</b>   |   |
| ○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。   | ●事業の計画や実績について、有識者から構成される審議委員会において助言を頂くとともに、事業の戦略や方針、適正、成果等について審議していただいている。<br>また、事業実績については、当該事業に応じた審議委員会を開催し、各議題に応じた審議がされている。   |
| ○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。             | 中間評価を必要とする中長期に渡る事業がないため該当なし。  |

○「6. 事業の審査、評価」：外部評価の仕組みについては、名称、導入時期、評価者（氏名・肩書き）、対象事業名、評価の仕組み（概念図等）、評価の実績例等について記載してください。

（IPA 回答）

■しくみ及び実績について

事業の計画や実績について、有識者からなる審議委員会において助言を頂くとともに、事業の戦略や方針、適正、成果等について審議していただいている。また、事業の実績については、以下の審議委員会開催において、各議題について審議をされている。なお、審議結果を踏まえ、適宜年度計画等に反映され、公表されている。

①情報セキュリティ関連事業審議委員会（2006 年設置）

<http://www.ipa.go.jp/security/outline/committee/committee/isec-comilist.html>

■対象事業：情報セキュリティ関連事業

■委員名簿（氏名／所属）

|     |  |
|-----|--|
| 委員長 | 佐々木 良一（東京電機大学 未来科学部 情報メディア学科教授）              |
| 委員  | 今井 秀樹（中央大学 理工学研究所長）                          |
| 委員  | 歌代 和正（株式会社インターネットニシアティブ 特別研究員）               |
| 委員  | 遠藤 直樹（東芝ソリューション株式会社 技術統括部 技監）                |
| 委員  | 岡本 龍明（日本電信電話株式会社 セキュリティプラットフォーム研究所岡本特別研究室室長） |
| 委員  | 浜田 達夫（社団法人 日本情報システム・ユーザー協会常務理事）              |
| 委員  | 松本 勉（横浜国立大学 大学院 環境情報研究院教授）                   |
| 委員  | 三輪 信雄（S&J コンサルティング株式会社 代表者、コンサルタント）          |
| 委員  | 村山 優子（岩手県立大学 ソフトウェア情報学部 教授）                  |
| 委員  | 安田 直義（株式会社ディアイティ 社長室 主席研究員）                  |
| 委員  | 山口 英（奈良先端科学技術大学院大学 情報科学研究科教授）                |
| 委員  | 渡部 草（株式会社アークン 顧問）                            |

【平成 24 年度以降の開催実績／議題】

- ・ 2012 年 5 月 22 日／2011 年度情報セキュリティ対策事業の実績について ほか
- ・ 2012 年 9 月 26 日／2012 年度セキュリティセンター事業活動の上期実績・下期実行計画について
- ・ 2013 年 2 月 6 日／次期中期計画の方向性について 他
- ・ 2013 年 3 月 11 日／第三期中期目標・中期計画について、平成 25 年度計画について 他
- ・ 2013 年 5 月 24 日／平成 24 年度の情報セキュリティ対策事業の実績について 他

②IT セキュリティ評価及び認証制度審議委員会（運営審議委員会、技術審議委員会、認証審議委員会、ハードウェア認証審議委員会）（2007年設置）

<http://www.ipa.go.jp/security/jisec/prcdr/committee-index.html>

■対象事業：ITセキュリティ評価及び認証事業

■運営審議委員会委員名簿（氏名／所属）

委員長 土居 範久（慶応義塾大学名誉教授）  
委員 稲垣 浩（総務省 行政管理局 行政情報システム企画課 情報システム企画官）  
委員 上村 昌博（経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室長）  
委員 国分 明男（一般財団法人 ニュージェイ開発協会顧問・首席研究員）  
委員 佐々木 良一（東京電機大学 未来科学部 情報メディア学学科教授）  
委員 田原 幸朗（一般社団法人情報サービス産業協会理事）  
委員 藤間 一郎（独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長）  
委員 三角 育生（内閣官房 情報セキュリティセンター内閣参事官）

■技術審議委員会委員名簿（氏名／所属）

委員長 戸村 哲（産業技術総合研究所情報技術研究部門 フロントウェア研究グループ 研究グループ長）  
委員 岩永 敏明（経済産業省 産業技術環境局 情報電子標準化推進室 課長補佐）  
委員 宇賀村 直紀（一般社団法人ITセキュリティセンター 評価部理事・評価部長）  
委員 金子 浩之（みずほ情報総研株式会社情報・コミュニケーション部 情報セキュリティ評価室室長）  
委員 勅使河原 可海（創価大学 工学部 情報システム工学学科教授・研究開発国際連携推進センター長）  
委員 中谷 順一（経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室係長）  
委員 山屋 賢司（株式会社 電子商取引安全技術研究所 評価センターCC 評価部長）

■認証審議委員会委員名簿（氏名／所属）

委員長 戸村 哲（産業技術総合研究所情報技術研究部門 フロントウェア研究グループ 研究グループ長）  
委員 石原 潤二（内閣官房 情報セキュリティセンター参事官補佐）  
委員 辻 秀一（東海大学 情報通信学部 組み込みソフトウェア工学科 特任教授）  
委員 手塚 悟（東京工科大学 コンピュータサイエンス学部教授）  
委員 宮地 利雄（一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター理事）  
委員 山下 毅（経済産業省 大臣官房 情報システム厚生課課長補佐）

■ハードウェア認証審議委員会委員名簿（氏名／所属）

委員長 松本 勉（横浜国立大学 大学院環境情報研究院教授）  
委員 石原 潤二（内閣官房 情報セキュリティセンター参事官補佐）  
委員 佐藤 広生（東京工業大学 大学院理工学研究科 集積システム専攻 助教）  
委員 辻 秀一（東海大学 情報通信学部 組み込みソフトウェア工学科 特任教授）  
委員 手塚 悟（東京工科大学 コンピュータサイエンス学部 教授）  
委員 戸村 哲（産業技術総合研究所情報技術研究部門 フロントウェア研究グループ 研究グループ長）  
委員 宮地 利雄（一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター理事）  
委員 山下 毅（経済産業省 大臣官房 情報システム厚生課 課長補佐）

### 【平成24年度以降の開催実績／議題】

- ・ 2012年5月17日 第72回認証審議委員会／認証申請に係る評定について（1件）
- ・ 2012年3月13日 第12回運営審議委員会／ハードウェアキーム立ち上げに伴うJISEC規程改正
- ・ 2012年9月4日 第73回認証審議委員会／認証申請に係る評定について（1件）
- ・ 2012年10月3日 第1回ハードウェア認証審議委員会／認証申請に係る評定（1件）
- ・ 2012年11月9日 第9回技術審議委員会／評価基準及び評価方法の規格化 他
- ・ 2013年3月21日 第74回認証審議委員会／認証申請に係る評定について（1件）
- ・ 2013年7月31日 第75回認証審議委員会／認証申請に係る評定について（1件）
- ・ 2013年7月31日 第2回ハードウェア認証審議委員会/認証申請に係る評定について（2件）



③暗号モジュール試験及び認証制度における運営審議委員会（2006 年設置）

<http://www.ipa.go.jp/security/jcmvp/committees.html>

■対象事業：暗号モジュール試験及び認証制度事業

■運営審議委員会委員名簿（氏名／所属）

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 委員長 | 土居 範久（中央大学 理工学部情報工学科 教授）             |
| 委員  | 上村 昌博（経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室 室長）  |
| 委員  | 栗原 利男（総務省行政管理局行政情報システム企画課 情報システム企画官） |
| 委員  | 国分 明男（一般財団法人ニューメディア開発協会 顧問・主席研究員）    |
| 委員  | 佐々木 良一（東京電機大学 未来科学部 情報メディア学科 教授）     |
| 委員  | 田原 幸朗（一般社団法人情報サービス産業協会 理事）           |
| 委員  | 藤間 一郎（独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター 所長）   |
| 委員  | 三角 育生（内閣官房 情報セキュリティセンター 内閣参事官）       |

■技術審議委員会委員名簿（氏名／所属）

|     |   |
|-----|---|
| 委員長 | 松本 勉（国立大学法人 横浜国立大学 大学院 環境情報研究院 教授）      |
| 委員  | 大場 信弥（株式会社 ECSEC Laboratory CM 試験部長）    |
| 委員  | 亀田 繁（一般財団法人 日本情報経済社会推進協会電子署名・認証センター 所長） |
| 委員  | 川村 信一（産業技術総合研究所セキュリティシステム研究部門招聘研究員）     |
| 委員  | 倉本 康史（一般社団法人 IT セキュリティセンター 評価部 部長）      |
| 委員  | 佐藤 裕司（一般財団法人 日本品質保証機構 機械建材課 課長）         |
| 委員  | 武田 圭史（慶應義塾大学 環境情報学部 教授）                 |
| 委員  | 中谷 順一（経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室 係長）     |
| 委員  | 安田 直（日本ネットワークセキュリティ協会 主席研究員）            |
| 委員  | 山村 明弘（秋田大学 大学院 工学資源学研究所 教授）             |

【平成 24 年度以降の開催実績／議題】

- ・ 2012 年 5 月 25 日 運営審議委員会／共同認証に伴う規程改正について 他
- ・ 2013 年 1 月 11 日 技術審議委員会／暗号アルゴリズム実装試験検討 WG の報告 他
- ・ 2013 年 6 月 14 日 技術審議委員会／承認されたセキュリティ機能の移行計画について 他

#### ④ソフトウェア高信頼化センター審議委員会（2013年設置）

##### ■対象事業：信頼性向上に関する事業

##### ■委員名簿（氏名／所属）

|     |  |
|-----|--|
| 委員長 | 片山 卓也（北陸先端科学技術大学院大学 学長）                |
| 委員  | 川名 康雄（東京電力株式会社 システム企画部 部長）             |
| 委員  | 木村 英紀（独立行政法人科学技術振興機構研究 開発戦略センター上席フェロー） |
| 委員  | 澁谷 裕以（東京海上ホールディングス(株) 顧問）              |
| 委員  | 鈴木 義伯（㈱日本取引所グループ 専務執行役）                |
| 委員  | 浜口 友一（一般社団法人情報サービス産業協会 会長）             |
| 委員  | 福井 靖知（パナソニック(株)役員 情報システム部門 役員）         |
| 委員  | 松本 雅行（東日本旅客鉄道(株) 執行役員）                 |
| 委員  | 山元 正人（日本電気(株) 執行役員 常務）                 |

#### 【平成24年度以降の開催実績／議題】

- ・2013年6月28日 第三期の方向性と取組み及び第二期の活動実績 他

#### ⑤IT人材育成審議委員会（2008年設置）

##### ■対象事業：IT人材の育成に関する事業

##### ■委員名簿（氏名／所属）

|     |  |
|-----|--|
| 委員長 | 重木 昭信（日本電子計算株式会社 代表取締役社長）                  |
| 委員  | 有賀 貞一（A I Tコンサルティング株式会社 代表取締役）             |
| 委員  | 岩丸 良明（総務省 行政管理局 技術顧問）                      |
| 委員  | 上野 新滋（株式会社F U J I T S Uユニバーシティ 産官学連携グループ長） |
| 委員  | 岡本 晋（一般社団法人情報サービス産業協会 副会長）                 |
| 委員  | 寛 捷彦（早稲田大学理工学術院 基幹理工学部／研究科 情報理工学専攻教授）      |
| 委員  | 中川 正樹（東京農工大学 大学院工学研究院 教授）                  |
| 委員  | 中村 真規（一般社団法人全国地域情報産業団体連合会 会長）              |
| 委員  | 宮城 勉（日本商工会議所 常務理事）                         |
| 委員  | 矢澤 篤志（カシオ計算機株式会社 執行役員）                     |
| 委員  | 幸重 孝典（全日本空輸株式会社 上席執行役員）                    |
| 委員  | 吉田 松雄（全国専門学校情報教育協会 理事長）                    |
| 委員  | 和田 成史（社団法人コンピュータソフトウェア協会 会長）               |

#### 【平成24年度以降の開催実績／議題】

- ・2012年9月27日 平成24年度重点取組みの概要 ほか
- ・2013年3月28日 重点取組みの実施状況について ほか

|     |    |    |       |     |          |
|-----|----|----|-------|-----|----------|
| No. | 75 | 所管 | 経済産業省 | 法人名 | 情報処理推進機構 |
|-----|----|----|-------|-----|----------|

## 【事務・事業の見直し】

| 事務・事業                | 講ずべき措置         | 実施時期     | 具体的内容   | 措置状況 | 措置内容・理由等  | 今後の対応方針 |
|----------------------|----------------|----------|---|------|---|---------|
| 01<br>情報セキュリティ等対策の推進 | 国費の縮減及び仕組みの見直し | 23年度中に実施 | 情報セキュリティ対策業務の実施体制を見直し、予算の効率的な執行、人件費の節減等により一層のコスト削減努力を行い、重点化する。  | 1a   | ウイルス不正アクセス対策業務と脆弱性対策業務を担当するグループを平成23年4月1日に統合し、予算の効率化と人件費約500万円の節減を実現。さらに、従来の技術部門における技術的なリソース（人材、機能、ノウハウ）を有効に利用するため、各技術部門を統括する「技術本部」を設置（H23.7.1）。また、4つの相談窓口（ウイルス110番、不正アクセス相談、winny119番、不審メール110番）を一本化し、「情報セキュリティ安心相談窓口」を設置するなど、利便性の向上と業務の重点化を実施。  | 措置済み    |
| 02<br>情報システムの信頼性の向上  | 民営化を含めた抜本的な見直し | 24年度中に実施 | これまでの事業の成果が情報システムの信頼性の向上にどのように貢献したかを厳格に評価し、民間による事業の代替可能性を検討した上で、事業の在り方を抜本的に見直し。その際、適切な受益者負担の在り方も検討する。 | 1a   | <p>第2期中期目標期間の最終年度となる平成24年度において、すべての事業について、適切な受益者負担の在り方も含めて抜本的な見直しを実施。</p> <p>(1) IPA実施の妥当性について、民間事業者が実施した場合における比較の観点を勘案し、次の3つの基準を設定。すべての事業について、どの基準を満たすものであったのか評価を行った。<br/>         [民間では収集が困難な情報の収集が不可欠な事業]<br/>         ー 機微情報活用事業：企業秘密や機微性の高い情報の収集・分析が不可欠な事業<br/>         ー ノウハウ集約事業：個別企業の経験やノウハウの収集・一般化が不可欠な事業<br/>         [政策的必要性]<br/>         ー 事業を開始した時点における政策的必要性に基づき実施したものであって民間では取組みが進まない事業</p> <p>(2) 更に、今後は国民生活や社会基盤を支える重要インフラ分野や電子政府等における情報処理システムの信頼性・安全性の向上に係る取組みに重点化を図るとの観点から、すべての事業について、今後の方向性を次の4つの類型として整理した。<br/>         ー 次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの<br/>         ー 移管先となる機関・団体において、必要に応じ改定等のメンテナンスまで可能となる成果については、第2期中期計画期間をもって完全に民間移管<br/>         ー 所要の改訂を行う必要性が極めて高く、かつ民間では対応が困難な企業秘密扱いの情報収集・分析が不可欠な成果については、改訂業務を除き普及促進を民間移管するもの<br/>         ー 当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの</p> <p>(3) その結果、以下のとおり、全54事業のうちIPAとして優先的に取り組む事業を10事業に絞り込み、残りの事業は民間移管または事業終了とすることとした。また、当該見直しについて、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会第2WGに対して説明を行うとともに、これを踏まえた次期中期目標及び中期計画について、経済産業省独立行政法人評価委員会です承されている。<br/>         ①次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの。<br/>         (10事業：重要インフラ情報システムの高信頼性対策、文字情報基盤整備事業等)<br/>         ②移管先となる機関・団体において、必要に応じ改定等のメンテナンスまで可能となる成果については、第2期中期計画期間をもって完全に民間移管。(13事業：非機能要求グレードの策定・活用事例収集・研修用教材の策定、Rubyの国際標準化事業等)<br/>         ③所要の改訂を行う必要性が極めて高く、かつ民間では対応が困難な企業秘密扱いの情報収集・分析が不可欠な成果については、改訂業務を除き普及促進を民間移管するもの。(8事業：ソフトウェア開発プロセスの改善強化事業、地域・中小企業における超上流工程の取組み強化事業等)<br/>         ④当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。(23事業：上流工程での高信頼化技術促進事業、ビジネス環境の変化への迅速な対応事業等)</p> |         |

|    |                       |                         |          |  |   |      |
|----|-----------------------|-------------------------|----------|--|---|------|
| 03 | 高度IT人材の育成（スキル標準等）     | 民間では代替困難な業務以外の廃止        | 24年度中に実施 | 情報処理技術者試験以外のIT人材の育成業務については、情報処理技術者試験の適切な運営に不可欠な業務など、民間では代替が困難な業務に特化し、他の業務は廃止する。                | <p>第2期中期目標期間の最終年度となる平成24年度において、すべての事業について、抜本的な見直しを実施。</p> <p>(1) IPA実施の妥当性について、民間事業者が実施した場合における比較の観点を勘案し、次の4つの基準を設定。すべての事業について、どの基準を満たすものであったのか評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－秘匿情報分析型事業：民間では収集が困難な、人事・経営、教育研修・知財等に関する秘匿性の高い情報の収集・分析が不可欠な事業、</li> <li>－関係者調整型事業：多様な関係者の調整や連携が必要で、中立性・公平性を確保しながら実施すべき事業</li> <li>－政策実施型事業：事業を開始した時点における政策的必要性に基づき実施したものであって民間では取り組みが進まない事業</li> <li>－法令明記型事業：法令でIPAにて実施が明記されている事業</li> </ul> <p>(2) 更に、すべての事業について、今後の方向性を次の4つの類型として整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの。</li> <li>－移管先となる機関・団体において、必要に応じ改訂等のメンテナンスまで可能となる成果については、第2期中期計画期間をもって完全に民間移管。</li> <li>－諸外国との関係を損ないかねない業務を除き、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。</li> <li>－当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。</li> </ul> <p>(3) その結果、以下のとおり、全21事業のうち、情報処理技術者試験の適切な運営に不可欠な業務など民間では代替が困難な事業に特化し、他の業務を廃止することとした。また、当該見直しについては、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会第2WGに対して説明を行うとともに、これを踏まえた次期中期目標及び中期計画について、経済産業省独立行政法人評価委員会です承されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの。</li> <li>②事業：情報処理技術者試験の改革及び着実な試験実施に関する事業、未踏IT人材発掘・育成事業と環境整備事業等</li> <li>③諸外国との関係を損ないかねない業務を除き、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。</li> <li>④事業：スキル標準のアジア各国への導入支援事業、情報処理技術者試験のアジア展開事業</li> <li>⑤当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。（11事業：先導的産学連携実践的IT教育に関する調査事業、IT活用による中小企業経営に関する支援等事業等）</li> </ul> |      |
| 04 | 高度IT人材の育成（情報処理技術者試験等） | 試験実施業務の民間実施             | 23年度中に実施 | 平成22年11月の事業仕分け結果を踏まえ、公的な試験という位置付けは維持しつつ、試験の企画業務（問題作成等）以外の試験実施の業務のすべてを民間で実施する。地方組織（6地方支部）は全廃する。 | <p>情報処理技術者試験の企画業務以外の試験実施業務のうち、北海道、東北、九州の試験地区については、市場化テストのプロセスに基づき、平成22年度から民間との委託契約を実施するとともに、それぞれの支部を廃止済み。また、関東、中部、近畿の試験地区についても、平成23年度に民間との委託契約を実施するとともに、それぞれの支部を廃止済み。</p>   | 措置済み |
| 05 | オープン・クラウド環境整備         | 事業の廃止（独立行政法人の事業として行わない） | 23年度中に実施 | 緊急性、官民の役割分担を踏まえ、独立行政法人の事業としては廃止する。   | 平成23年度運営費交付金予算要求（4.5億円）から取り下げたため、法人の事業としては行わない。   | 措置済み |

【資産・運営等の見直し】

| 講ずべき措置 |           | 実施時期                     | 具体的内容      | 措置状況  | 措置内容・理由等 | 今後の対応方針   |         |
|--------|-----------|--------------------------|------------|---|----------|---|---------|
| 06     | 不要資産の国庫返納 | 信用基金                     | 22年度中に実施   | 債務保証事業の廃止に伴い、信用基金（約90.5億円）を国庫納付する。                | 1a       | 約90.5億円を国庫納付済み（平成23年3月29日）。   | 措置済み    |
| 07     |           | 一般勘定の資産                  | 23年度中に実施   | 信用基金を除く一般勘定の資産についても精査した上で、金額が確定次第、40億円以上の国庫納付を行う。 | 1a       | 新規引受を廃止した債務保証業務に係る財産的基礎の出資金（約2.3億円）については、国庫納付済み（平成23年3月29日）。<br>また、上記以外の一般勘定における資産についても、精査のうえ政府出資金40億円を国庫納付済み（平成24年3月28日）。  | 措置済み    |
| 08     |           | 地域事業出資業務勘定の出資金           | 22年度中に実施   | 解散分配金（約11.4億円）を国庫納付する。                            | 1a       | 約11.4億円を国庫納付済み（平成23年3月29日）。   | 措置済み    |
| 09     | 事務所等の見直し  | 情報処理技術者試験の実施のための借上事務所の廃止 | 24年度末までに実施 | 情報処理技術者試験の実施のための借上事務所を廃止する。                       | 1a       | 北海道、東北、九州の各支部は、平成22年12月をもって事務所を廃止。<br>また、関東、中部、近畿の各支部についても、平成23年12月をもって事務所を廃止し、情報処理技術者試験実施のための借上事務所を全廃。   | 措置済み    |
| 10     | 取引関係の見直し  | 一者応札・一者応募の改善             | 22年度から実施   | 随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。                  | 2a       | 随意契約等見直し計画（平成22年4月策定）に沿って、真にやむを得ないものを除き一層の競争性の確保に努めることとし、実施中。<br><br>【平成22年度】<br>（金額ベース）<br>一般競争等：2,097,317千円（79.4%）、競争性のない随意契約：544,318千円（20.6%）<br>（件数ベース）<br>一般競争等 237件（92.2%）、競争性のない随意契約 20件（7.8%）<br><br>【平成23年度】<br>（金額ベース）<br>一般競争等：4,201,672千円（89.7%）、競争性のない随意契約：482,785千円（10.3%）<br>（件数ベース）<br>一般競争等 227件（92.7%）、競争性のない随意契約 18件（7.3%）<br><br>【平成24年度】<br>（金額ベース）<br>一般競争等：2,210,447千円（82.9%）、競争性のない随意契約：454,575千円（17.1%）<br>（件数ベース）<br>一般競争等 157件（93.5%）、競争性のない随意契約 11件（6.5%） | 引き続き実施。 |
| 11     | 業務運営の効率化等 | 出版物の有料化による自己収入の拡大        | 22年度から実施   | 印刷製本物やセミナー等の有料化を順次実施し、自己収入の拡大を図る。                 | 2a       | 印刷製本物などの販売やセミナーの有料化を実施。平成24年度の自己収入額は8,913千円に増額（平成21年度比212.1%）。引き続き自己収入の拡大を図るべく検討中。  | 引き続き実施。 |